

旧京都市野外教育センター奥志摩みさきの家跡地活用に係る契約候補事業者の
公募について（公募型プロポーザル） 質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	対象資産を信託受益権にするために必要な境界査定（官民、民々境界とも）はなされているでしょうか。	売却地については、国土調査法に基づく調査により登記されておりますが、隣接者所有の土地と接する外周部については改めて境界確認を行い、売却地全体の測量を行っております。なお、売却地に民有地は含まれておりません。
2	境界査定が完了されている場合、それに基づく実測図を交付いただくことは可能ですか？	<p>外周部の土地境界明示書に関しては行財政局管財契約部資産管理課において、売却地全体の実測求積図に関しては教育委員会事務局指導部生徒指導課において、資料の閲覧が可能です。</p> <p>内容に応じて資料保管部署が異なりますので、お手数ですが、御確認のうえ、受付期間内にお越しく下さい。</p> <p>ただし、公募型プロポーザルに関する質問についてはお受けできませんので、御了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間 令和6年10月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ・受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） ・閲覧場所 京都市行財政局管財契約部資産管理課（京都市役所本庁舎4階） 電話 075-222-3280（測量担当） 京都市 教育委員会事務局指導部生徒指導課（京都市教育相談総合センター（こどもパトナ）2階） 電話 075-222-5622
3	信託受益権にするために土壌汚染等の調査が必要ですが、当選した場合、契約締結までに当方の負担にて、本物件の土壌汚染調査を行わせていただくことは可能ですでしょうか？	本市と協議を行い、承認を得た場合については、近隣の住環境等への影響を配慮したうえで、調査等を行うことは可能です。ただし、調査結果の如何にかかわらず、本市の承諾を得ずに活用計画を変更することは認められず、調査の結果、土壌汚染が判明しても、各種対応は事業者負担となり、本市は負担しません。また、調査のために、敷地内で作業等を行う場合は、使用料の負担が生じます。
4	当選した場合、信託銀行または信託会社が京都市と契約することは可能ですでしょうか？	申込事業者と契約することになりますので、信託銀行又は信託会社がSPC（特別目的会社）との共同申込みの構成員になっていれば、連名での契約は可能です。また、信託銀行又は信託会社単体で申込みいただいても問題ありません。なお、SPCの設立を予定している者が応募する場合又は、SPCで応募する場合は、申込事業者の事務遂行体制・信頼性、財務・経営状況を審査する必要があることから、新たな法人設置を予定している場合は、代表企業の出資比率や議決権保有割合、指揮命令関係等、SPC事業及び資金調達の全体概要がわかる資料を申込時の提出資料と一緒に提出してください。